

一般社団法人西日本泌尿器科学会編集委員会規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という。）の定款第55条2項に基づき、編集委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条（編集委員会の目的）

委員会は、この法人の定款第11章に定められたこの法人の機関誌（以下「西日泌尿」という。）の編集及び発行に関する業務を行うことを目的とする。

第3条（編集委員会の業務内容）

委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 西日泌尿の企画、編集、発行の基本方針の策定。
- (2) 投稿規程等の制定、改廃。
- (3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査。
- (4) 論文掲載の決定。
- (5) 西日泌尿の刊行。
- (6) その他前各号に関連する事項

第4条（委員会の組成）

- 1 委員会は、編集委員および編集幹事をもって構成する。
- 2 編集委員は、この法人の理事が兼任するものとし、その任期は、理事の任期と同一とする。
- 3 委員長は、前項に定められた編集委員の中から互選により選出される。
- 4 編集幹事は、この法人の評議員・会員の中から委員長が指名し、理事長が委嘱する。

- 5 編集幹事は、委員長の業務を補佐し、編集業務を統括する。

第5条（発行）

西日泌尿は原則として、偶数月隔月はオンラインによって発行し、年2回は増刊号を冊子体として発行する。

第6条（編集）

- 1 委員会の編集業務の実務は、編集幹事の指揮の下、編集部員として九州大学大学院医学研究院泌尿器科学分野が担当するものとする。
- 2 委員会の編集部事務局は、この法人の事務所に置く。
- 3 委員会は、必要に応じて、編集業務の一部を外部機関に委託することができる。

第7条（査読委員の選任）

- 1 委員会は、この法人の評議員・会員の中から査読委員を選出し、理事間のメール審議における全理事の過半数の承認を経て西日泌尿に公告する。
- 2 査読委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 前2項にかかわらず、委員会は、投稿論文の専門領域の一部について、会員以外の専門家を臨時査読委員として選出することができる。
- 4 理事長は、前項で選出された者を臨時査読委員として委嘱し、任期は編集委員長が承認した日から担当論文の編集終了日までとする。
- 5 この法人は、臨時査読委員に対して、手当てを支給することができるものとする。

第8条（投稿規定）

投稿規定は、委員会において定めるものとし、その改廃については、理事会の承認を受けるものとする。また、投稿規定は、西日泌尿に必要な応じて掲載する。

第9条（補則）

この規則に定める以外の細則は、委員会が別に定める。

第10条（規則の変更）

この規則は理事会の決議を経て変更することができる。

附 則

この規則は、令和3年11月5日から施行する。

令和4年6月14日 改訂